

京濱運河事業の現狀

東京灣埋立會社取締役

工學士 關 毅

現在東京市に出入する貨物の一半は水運に依つて居り、更に其約八割は舢舨に依つて羽田沖を迂回してゐる。此爲に時間を空費し、又は海難の保険料を支拂ふ等其損害は莫大である。此夥しき舢舨の爲めに安全なる航路を設けんことを何人も思ひ付く處であつて、京濱運河開鑿の議が起つたのは可成り古い事である。

明治四十三年二月、岡田治衛武氏等之れを出願し、翌四十四年八月、鶴見川尻から潮田、田島、大師河原を通じ、羽田の東貫漕を経て大森沖に出る延長八哩の運河開鑿及通航料徴收の免許を得たのである。岡田氏等は直に事業に着手せんとしたが種々の事情で延引し、漸く大正六年九月になつて京濱運河株式會社が創立され、故宇都宮金之丞氏が其の社長となつた。

然るに、其時は既に東京灣埋立會社が鶴見、田島の海岸埋立工事を始めて居つたので、其防波堤

内側に沿ひ、大師河原地先から羽田の東貫漕にかゝる様に路線を改め、施工認可を申請した。之れが同じく大正六年九月の事である。其後不幸にして宇都宮氏死去し、岡崎久次郎氏之れに代つたが、幾程もなく會社株式の過半数を淺野總一郎氏(東京灣埋立會社社長)が買收して其實權を握り、新たに社長に就任し工事着手の準備におさおさ怠りないのであるが未だに施工認可が下りぬ。

一方内務省では大震災以來、京濱運河の必要を認め、自ら之れを施工せんとして年々豫

算に計上して居るが、其都度閣議に容れられずして今日に及んで居る。即ち官の計畫あるを以て會社には許可しない、然も官の工事は豫算の都合で年々延期する、と云ふのが今日の現狀であつて、寔に百年河漕の感なきを得ない。

會社側は通航料徴收の權利も放棄し、運河設計も内務省案と同一のものに改めることを聲明して居るのであるし、又必要の時は何時でも國有となし得るのであるから、速に會社に許可し、之れを充分に監督指導して工事の速成を計るのが、國家としても緊要の策ではなからうか。



工學士 關 毅 氏

Mr. T. Seki.

京濱間の交通調査の報告書が近頃漸く發行された如く、京濱運河の工事も随分昔から延期々々になつてをります。

本號に短編を紹介した關工學士は技術家にして今や實業家の列に入りし新人である。京濱運河に關する民間當事者としての論議は氏の外に適者を求め難いと思ひます。